

令和7年度

第3回

## 日向市国民健康保険運営協議会

◎日時：令和8年2月12日（木）  
午後7時00分～

◎会場：日向市役所4階委員会室

### 会次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 部長あいさつ
- 4 会議録署名委員の選出
- 5 審議
  - (1) 令和8年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）  
について
  - (2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
- 6 その他
- 7 閉会

## 《目次》

### ○審議事項

#### (1) 令和8年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

##### 日向市国民健康保険の現状

国保被保険者数・世帯数と医療費(費用額)の状況	1
宮崎県内26市町村国民健康保険一人当たり医療費	2
【歳入】	3
【歳出】	4
国民健康保険基金積立金の状況	5

#### (2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

別紙参照

関係法令	8
日向市国民健康保険運営協議会委員名簿	12
日向市国民健康保険関係職員名簿	13

## 国保被保険者数・世帯数と医療費(費用額)の状況

区 分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度(決算見込)		令和8年度(当初見込)	
		数値	伸率(%)	数値	伸率(%)	数値	伸率(%)	数値	伸率(%)	数値	伸率(%)
人口		59,490	△ 1.04	58,864	△ 1.05	58,004	△ 1.46	57,242	△ 1.31	56,553	△ 1.20
国保被保険者数	一 般	12,793	△ 4.43	12,075	△ 5.61	11,336	△ 6.12	10,922	△ 3.65	10,452	△ 4.30
	退 職	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	12,793	△ 4.43	12,075	△ 5.61	11,336	△ 6.12	10,922	△ 3.65	10,452	△ 4.30
介護保険第2号被保険者数 うち一般被保数		3,798	△ 4.84	3,613	△ 4.87	3,467	△ 4.04	3,392	△ 2.16	3,257	△ 3.98
国保世帯数		8,657	△ 2.89	8,306	△ 4.05	7,923	△ 4.61	7,699	△ 2.83	7,468	△ 3.00
医療費(費用額) (円)	一 般	5,591,778,209	△ 2.94	5,571,687,155	△ 0.36	5,332,736,661	△ 4.29	5,491,842,877	2.98	5,461,374,555	△ 0.55
	退 職	0	皆減	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	5,591,778,209	△ 2.94	5,571,687,155	△ 0.36	5,332,736,661	△ 4.29	5,491,842,877	2.98	5,461,374,555	△ 0.55
一人当たり 医療費(費用額) (円)	一 般	437,097	1.56	461,423	5.57	470,725	2.02	502,810	6.82	522,528	3.92
	退 職	0	皆減	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	437,097	1.56	461,423	5.57	470,425	1.95	502,810	6.88	522,528	3.92

※ 国保被保険者数、介護保険第2号被保険者数、国保世帯数は国保事業年報A表(3月-2月ベース)からの数値

医療費(費用額)は国保事業年報C表(第三者行為等の徴収金を差し引いたもの)からの数値

令和3年度の退職者医療費は遡及精算分

令和7年度(当初見込)は、過去5カ年の増減率を基にした見込みの数値。ただし、医療費については新型コロナの影響があった令和2年度及び令和3年度を除いた過去3カ年を基に見込んだもの。

●国保一人当たり医療費（令和7年3月～令和7年8月）

市町村	令和6年3月～令和6年8月		令和7年3月～令和7年8月		前年度比（％）
		順位		順位	
宮崎市	212,020	21	218,651	21	103.1
都城市	234,831	13	238,650	12	101.6
延岡市	229,472	14	233,308	15	101.7
日南市	270,031	3	281,886	4	104.4
小林市	248,057	7	254,828	8	102.7
日向市	236,868	12	251,264	9	106.1
串間市	238,451	10	261,736	6	109.8
西都市	223,426	17	221,543	19	99.2
えびの市	243,638	9	257,679	7	105.8
三股町	225,393	16	236,733	13	105.0
高原町	248,548	6	285,059	3	114.7
国富町	220,822	18	229,085	16	103.7
綾町	179,587	26	169,692	26	94.5
高鍋町	226,412	15	211,896	24	93.6
新富町	215,282	20	220,630	20	102.5
西米良村	256,167	5	367,641	1	143.5
木城町	186,796	25	217,006	22	116.2
川南町	208,507	23	223,569	18	107.2
都農町	209,494	22	195,525	25	93.3
門川町	220,672	19	234,569	14	106.3
諸塚村	309,367	1	249,493	10	80.6
椎葉村	237,734	11	216,220	23	91.0
高千穂町	261,694	4	269,788	5	103.1
日之影町	280,591	2	290,912	2	103.7
五ヶ瀬町	205,802	24	246,667	11	119.9
美郷町	246,252	8	226,427	17	91.9
市町村平均	226,468		233,071		102.9

■ 令和8年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）（対前年当初）

【 歳 入 】

(単位：千円・%)

科 目		令和7年度(当初)		令和8年度(当初)				説 明																									
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率																										
国民健康保険税	一般分	医療給付費現年分	767,037	11.44	777,323	11.32	10,286	1.34	国民健康保険税は、国保財政を支える財源で、「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」「子ども・子育て支援金分(令和8年度創設)」に区分 それぞれの区分を所得に応じて負担する「 <u>所得割</u> 」、資産に応じて負担する「 <u>資産割</u> 」、被保険者ごとに負担する「 <u>均等割</u> 」、世帯ごとに負担する「 <u>平等割</u> 」で積算 本市においては、4方式(子ども・子育て支援金分は3方式の予定)で賦課 ○医療保険分・・・病気やけがをしたときの医療費などにあてられる財源 ○後期高齢者支援金分・・・75歳以上(一定の障がいのある65歳から74歳の人を含む。)の方の医療費などにあてられる財源 ○介護保険分(40歳以上65歳未満の人のみ課税)・・・介護サービス費などにあてられる財源  ●税率(改正前) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>所得割</th> <th>資産割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>賦課限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>(前年所得－基礎控除)×8.6%</td> <td>固定資産税×11%</td> <td>1人当たり21,600円</td> <td>1世帯当たり21,600円</td> <td>66万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>(前年所得－基礎控除)×3.1%</td> <td>固定資産税×5%</td> <td>1人当たり7,500円</td> <td>1世帯当たり7,400円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>介護保険分</td> <td>(前年所得－基礎控除)×2.9%</td> <td>固定資産税×6.2%</td> <td>1人当たり8,900円</td> <td>1世帯当たり7,200円</td> <td>17万円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	医療保険分	(前年所得－基礎控除)×8.6%	固定資産税×11%	1人当たり21,600円	1世帯当たり21,600円	66万円	後期高齢者支援金分	(前年所得－基礎控除)×3.1%	固定資産税×5%	1人当たり7,500円	1世帯当たり7,400円	26万円	介護保険分	(前年所得－基礎控除)×2.9%	固定資産税×6.2%	1人当たり8,900円	1世帯当たり7,200円	17万円
		項 目	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額																										
		医療保険分	(前年所得－基礎控除)×8.6%	固定資産税×11%	1人当たり21,600円	1世帯当たり21,600円	66万円																										
		後期高齢者支援金分	(前年所得－基礎控除)×3.1%	固定資産税×5%	1人当たり7,500円	1世帯当たり7,400円	26万円																										
		介護保険分	(前年所得－基礎控除)×2.9%	固定資産税×6.2%	1人当たり8,900円	1世帯当たり7,200円	17万円																										
		後期高齢者支援金現年分	222,416	3.32	225,399	3.28	2,983	1.34																									
		介護納付金現年分	72,107	1.08	73,234	1.07	1,127	1.56																									
		子ども・子育て支援金限度分	0	0.00	31,091	0.45	31,091	皆増																									
	医療給付費滞納繰越分	27,073	0.40	26,700	0.39	△373	△1.38																										
	後期高齢者支援金滞納繰越分	9,508	0.14	9,384	0.14	△124	△1.30																										
	介護納付金滞納繰越分	5,029	0.08	5,194	0.08	165	3.28																										
	小計	1,103,170	16.46	1,148,325	16.72	45,155	4.09																										
	退職分	医療給付費滞納繰越分	18	0.00	10	0.00	△8	△44.44																									
		後期高齢者支援金滞納繰越分	6	0.00	3	0.00	△3	△50.00																									
介護納付金滞納繰越分		7	0.00	5	0.00	△2	△28.57																										
小計		31	0.00	18	0.00	△13	△41.94																										
計		1,103,201	16.46	1,148,343	16.72	45,142	4.09																										
一部負担金		3	0.00	3	0.00	0	0.00	負担金や分担金が生じた場合の費目																									
分担金及び負担金		2	0.00	2	0.00	0	0.00																										
使用料及び手数料		913	0.01	849	0.01	△64	△7.01	国民健康保険税の督促手数料や健康管理センターの使用料など																									
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	0.00	1	0.00	0	0.00	○災害臨時特例補助金・・・東日本大震災に伴う原子力発電所事故に関して避難指示区域等から避難している被保険者の一部負担金の免除に対する補助金 ○社会保障-税番号制度システム整備費等補助金・・・マイナ保険証の利用促進や周知啓発等に対する補助金																									
	社会保障-税番号制度システム整備費等補助金	1	0.00	1	0.00	0	0.00																										
	計	2	0.00	2	0.00	0	0.00																										
県支出金	普通交付金	4,821,383	71.93	4,963,396	72.28	142,013	2.95	○普通交付金・・・療養給付費、療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費に対する交付金 ○特別交付金 ・保険者努力支援分・・・保険者の医療費適正化に向けた取組などの取組状況の評価(ポイント)に応じた交付金(取組評価分)と、予防や健康づくりなどの取組の事業費に応じた交付金(事業費・事業費連動分) ・特別調整交付金・・・保険者ごとの特別な事情に対する交付金 ①結核精神等②総合保健施設③直営診療施設④その他特別事情⑤傷病手当金等 ・県繰入金・・・国の補助枠以外の事業費等に応じた県の交付金 ①保険税収納率向上や適正賦課②広報・啓発③医療費適正化対策事業④保健事業⑤健康づくり ⑥特定健診及び特定保健指導 ・特定健診等負担金・・・保険者が行う特定健診等に対する交付金(事業費×1/3) ○財政安定化基金交付金・・・県の財政安定化基金からの受入れの費目																									
	特別交付金	保険者努力支援分	30,896	0.46	30,939	0.45	43		0.14																								
		特別調整交付金分	109,786	1.64	107,782	1.57	△2,004		△1.83																								
		都道府県繰入金	21,153	0.32	30,123	0.44	8,970		42.41																								
		特定健康診査等負担金	13,436	0.20	13,040	0.19	△396		△2.95																								
	小計	175,271	2.61	181,884	2.65	6,613	3.77																										
	その他補助金	1	0.00	1	0.00	0	0.00																										
財政安定化基金交付金	1	0.00	1	0.00	0	0.00																											
計	4,996,656	74.54	5,145,282	74.93	148,626	2.97																											
連合会負担金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	健康管理センターの整備に関して、連合会からの負担金が生じた場合の費目																									
財産収入		606	0.01	1,013	0.01	407	67.16	国民健康保険基金への積立利子																									
寄付金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	寄附金があった場合の費目																									
繰入金	一般会計繰入金	保険税軽減分	保険税軽減分	243,956	3.64	228,467	3.33	△15,489	△6.35	○保険基盤安定繰入金 ・保険者軽減分・・・低所得者に係る保険税軽減分の繰入れ(負担割合:県3/4、市1/4) ・保険者支援分・・・保険税軽減世帯の被保険者数に応じ、平均保険税の一定割合相当額の公費補填を繰入れ(負担割合:国1/2、県1/4、市1/4) ○職員給与費等繰入金(総務費)・・・国保事業に係る職員及び会計年度任用職員人件費等を繰入れ ○出産育児一時金等繰入金・・・出産育児一時金に係る支出額の2/3を繰入れ(令和8年度から廃止) ○財政安定化支援事業繰入金・・・市に交付税措置されている国保事業分を繰入れ ○未就学児均等割分・・・未就学児の保険税均等割額の1/2軽減に対する繰入れ。なお、7割・5割・2割が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、さらに均等割額を軽減(負担割合:国1/2、県1/4、市1/4) ○産前産後保険料繰入金・・・被保険者の出産に伴う産前産後期間(出産予定月(出産月)の前月から翌々月まで)の保険税免除に対する繰入れ(負担割合:国1/2、県1/4、市1/4)																							
			保険者支援分	128,852	1.92	133,597	1.95	4,745	3.68																								
			小計	372,808	5.56	362,064	5.27	△10,744	△2.88																								
	職員給与費等(総務費)	100,606	1.50	91,315	1.33	△9,291	△9.24																										
	出産育児一時金等	8,667	0.13	0	0.00	△8,667	△100.00																										
	財政安定化支援事業	99,978	1.49	98,995	1.44	△983	△0.98																										
	未就学児均等割繰入金	2,207	0.03	1,943	0.03	△264	△11.96																										
	産前産後保険料繰入金	263	0.00	1,015	0.01	752	285.93																										
	計	584,529	8.72	555,332	8.09	△29,197	△4.99																										
	基金繰入金	1	0.00	1	0.00	0	0.00	国民健康保険基金からの繰入金																									
計	584,530	8.72	555,333	8.09	△29,197	△4.99																											
繰越金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	前年度からの繰越金																									
諸収入		17,083	0.25	16,169	0.24	△914	△5.35	保険税の延滞金、第三者行為に係る保険給付費相当分、国保特会で実施する保健事業等の一般会計の負担金など																									
市町村債		1	0.00	1	0.00	0	0.00	借入にかかる費目																									
歳入合計		6,703,000	100.00	6,867,000	100.00	164,000	2.45																										

歳入-歳出

0

■ 令和8年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）（対前年当初）

【 歳 出 】

(単位：千円・%)

科 目		令和7年度(当初)		令和8年度(当初)				説 明		
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率			
総務費	総務管理費	107,294	1.60	99,217	1.44	△ 8,077	△ 7.53	国保業務に要する職員人件費や事務費、システム経費、宮崎県国民健康保険団体連合会への負担金等		
	徴税費	39,130	0.58	35,033	0.51	△ 4,097	△ 10.47	保険税の徴収に要する職員人件費、会計年度任用職員の人件費、納付書作成や発送の経費等		
	運営協議会費	393	0.01	329	0.00	△ 64	△ 16.28	日向市国民健康保険運営協議会の委員報酬等		
	計	146,817	2.19	134,579	1.96	△ 12,238	△ 8.34			
保険給付費	療養諸費	療養給付費一般分	4,099,922	61.17	4,202,068	61.19	102,146	2.49	被保険者の疾病や負傷等に係る医療費の保険者負担分（現物支給）	
		療養費一般分	36,938	0.55	33,614	0.49	△ 3,324	△ 9.00	医療機関で全額負担した場合の医療費や治療用装具の費用などの保険者負担分（現金給付）	
		小計	4,136,860	61.72	4,235,682	61.68	98,822	2.39		
	高額療養費	審査支払手数料	11,469	0.17	10,811	0.16	△ 658	△ 5.74	診療報酬明細書の電算処理、審査支払業務の国保連合会への手数料	
		一般分	一般分	683,923	10.20	727,164	10.59	43,241	6.32	1か月間に支払った医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に支給
			一般介護合算分	500	0.01	500	0.01	0	0.00	
	小計	684,423	10.21	727,664	10.60	43,241	6.32			
	移送費一般分	100	0.00	50	0.00	△ 50	△ 50.00	疾病や負傷等により移動困難な患者が、医師の指示により一時的・緊急的な必要性があって移送された場合に支給		
	出産育児諸費	13,000	0.19	16,500	0.24	3,500	26.92	被保険者の出産に対して出産育児一時金を支給（分娩一人につき上限50万円）		
	葬祭諸費	2,900	0.04	2,600	0.04	△ 300	△ 10.34	被保険者の死亡に対して葬祭費を支給（喪主に対して2万円）		
	傷病手当金	20	0.00	0	0.00	△ 20	△ 100.00	新型コロナウイルス感染症に罹患し、就労できなかった期間の手当金(令和5年5月7日までに発症した方。請求時効2年)		
計	4,848,772	72.34	4,993,307	72.71	144,535	2.98				
業国納 民健康 付保 費事金	医療給付費分	1,166,764	17.41	1,156,339	16.84	△ 10,425	△ 0.89	県が県内の保険税収納必要額から公費による収入を控除し、市町村ごとの医療水準や所得状況等によって按分した納付金を市町村が負担		
	後期高齢者支援金等分	338,324	5.05	336,477	4.90	△ 1,847	△ 0.55			
	介護納付金分	109,686	1.64	115,509	1.68	5,823	5.31			
	子ども・子育て支援金分	0	0.00	32,317	0.47	32,317	皆増			
計	1,614,774	24.09	1,640,642	23.89	25,868	1.60				
財 政	安定化基金拠出金	1	0.00	1	0.00	0	0.00	災害等のやむを得ない事情により財政安定化基金の交付を受けた場合に支払う経費		
保健事業費	特定健康診査等事業費	42,403	0.63	41,278	0.60	△ 1,125	△ 2.65	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や保健指導の実施に要する経費		
	保 業 費	保健衛生普及費	4,364	0.07	3,726	0.05	△ 638	△ 14.62	医療費通知書の国保連合会への作成委託や被保険者への送付に要する経費（年4回）	
		健康推進事業費	4,584	0.07	8,703	0.13	4,119	89.86	特定健診の未受診者対策や受診者へのフォローアップ、歯科に係る保健事業に要する経費	
		保健対策費	5,013	0.07	4,696	0.07	△ 317	△ 6.32	はり・きゅう・マッサージ施術料補助事業に要する経費（上限額1,000円/回、年間60回）	
		高額療養費貸付金	1	0.00	1	0.00	0	0.00	被保険者の療養費が高額になった場合に貸し付ける経費	
		医療費適正化対策費	21,007	0.31	21,984	0.32	977	4.65	レセプト点検や重複・頻回受診の被保険者等の訪問保健指導等に要する経費	
	小計	34,969	0.52	39,110	0.57	4,141	11.84			
特別総合保健事業費	9,419	0.14	11,190	0.16	1,771	18.80	訪問看護等の事業を行っている「保健福祉総合センターやすらぎ館」の施設の維持管理等に要する経費			
計	86,791	1.29	91,578	1.33	4,787	5.52				
積立金	603	0.01	1,010	0.01	407	67.50	国民健康保険基金の運用から生じた利子を基金に積み立てる経費			
公債費	2	0.00	2	0.00	0	0.00	県の財政安定化基金から貸付を受けた場合の一時借入金利子や償還金			
諸支出金	4,456	0.07	4,956	0.07	500	11.22	保険税の過誤納金の還付に要する経費、東郷診療所の機器整備に対する県交付金を診療所特会への繰り出す経費等			
予備費	784	0.01	925	0.01	141	17.98	予備的予算			
歳出合計		6,703,000	100.00	6,867,000	100.00	164,000	2.45			

## 国民健康保険基金積立金の状況

(単位:円)

年度	積立金		取り崩し額	年度末残高
	剰余金によるもの	予算によるもの		
9	33,000,000	2,560,000	70,000,000	298,752,000
10	40,000,000	1,978,000	53,000,000	287,730,000
11	45,000,000	1,795,000	150,000,000	184,525,000
12	46,000,000	710,000	100,000,000	131,235,000
13	49,000,000	540,000	100,000,000	80,775,000
14	33,000,000	300,254,000	110,000,000	304,029,000
15	32,000,000	118,000	110,000,000	226,147,000
16	35,000,000	129,000	30,000,000	231,276,000
17	20,000,000	48,099,000	0	299,375,000
18	100,000,000	85,000	60,000,000	339,460,000
19	33,000,000	391,000	0	372,851,000
20	101,000,000	1,536,000	100,000,000	375,387,000
21	17,000,000	1,687,000	85,000,000	309,074,000
22	31,000,000	1,250,000	15,000,000	326,324,000
23	51,300,000	110,000	130,000,000	247,734,000
24	62,900,000	232,000	30,000,000	280,866,000
25	74,100,000	135,000	100,000,000	255,101,000
26	92,900,000	164,000	100,000,000	248,165,000
27	144,000,000	200,000	270,000,000	122,365,000
28	16,200,000	233,000	0	138,798,000
29	105,000,000	63,000	0	243,861,000
30	85,200,000	108,000	0	329,169,000
R元	82,200,000	57,000	0	411,426,000
2	10,000,000	127,000	201,000,000	220,553,000
3	24,000,000	125,000	0	244,678,000
4	76,000,000	79,000	0	320,757,000
5	77,000,000	121,000	100,000,000	297,878,000
6	69,000,000	301,000	120,000,000	247,179,000
7	65,000,000	819,000	100,000,000	212,998,000

(見込)

【参考】

令和6年度決算剰余金	128,191,634
令和7年度への繰越額	63,191,634
基金積立額	65,000,000
前年度末(令和6年度末)基金保有額	247,179,000
令和6年度決算後の基金保有額	312,179,000 (剰余金積立後)
令和7年度末の基金保有額(見込)	212,998,000 (利子積立、取崩し後)

## 日向市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

### ■令和8年度国民健康保険税率について（別紙）

### ■子ども・子育て支援納付金制度の創設

#### 【改正する理由】

国の少子化対策の財源の一部を賄うために「子ども・子育て支援金制度」が、令和8年度に創設される。これに関連し、令和8年度から医療保険者が被保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号））。

令和8年4月1日から施行される予定であるため、国民健康保険税条例の一部改正を行うもの。

#### 【主な改正内容】

子ども・子育て支援納付金課税額の設定

#### 【税率等】

##### （県より示された標準税率）

所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）	18歳以上均等割額*（円）
0.81	1,278	824	98

これを参考に、

所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）	18歳以上均等割額*（円）
0.81	1,300	800	100

としたい。

#### ※18歳以上均等割額とは

本制度が少子化対策支援に係るものであるため、18歳未満の被保険者については、均等割が10割軽減されます。軽減相当額については、18歳以上被保険者で按分して負担します。これを18歳以上均等割額といいます。

### ■賦課限度額の引上げ及び創設、減額の対象となる所得基準の引上げ等

#### 【改正する理由】

令和7年12月26日に令和8年度税制改正の大綱が閣議決定された。これにより、国民健康保険税について、基礎賦課額に係る賦課限度額の引上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額の設定、減額の対象となる所得基準の改正等が行われる予定である。

これらの改正は、今年度内に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和8年4月1日から施行される見込みであるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により国民健康保険税条例の一部を改正する予定である。

### 【主な改正内容（案）】

(1) 第2条第2項及び5項、第17条第1項

賦課限度額の引上げ等

ア 国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引上げ

賦課限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げる。

イ 国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額

賦課限度額を「3万円」とする。

(2) 第17条第1項第2号及び第3号

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直し

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「30.5万円」から「31万円」に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「56万円」から「57万円」に引き上げる。

### 【施行日等】

令和8年4月1日から施行する。

改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 関係法令

### ◇国民健康保険法（抜粋）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### ◇国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第 3 条 第 1 ～ 2 項 略

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

### ◇国民健康保険法施行事務の取扱いについて（抜粋）

昭和 34 年 1 月 27 日付厚生省保険局長通知

第 4 市町村の運営に関する事項

（国民健康保険運営協議会）

3 法第 11 条に規定する国民健康保険事業に関する重要事項とは、一部負担金の負担割合、保険料の賦課方法、給付期間、保険給付の種類及び内容の変更並びに保健施設の実施大綱の策定等のことであり、直営診療施設の設置は当然同条の重要事項に該当するものであること。

なお、国民健康保険運営協議会の組織については、被保険者を代表する委員、国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織することとし、現実に委員を何名とするかは、各市町村の実情により決定すべきものであること（法第 11 条、令第 3 条・第 5 条）

## ◇日向市国民健康保険条例（抜粋）

昭和34年6月4日条例第8号

### 第1章 市が行う国民健康保険

(市が行う国民健康保険)

第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### 第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## ◇日向市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

昭和34年7月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 日向市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関しては法令又は日向市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(権限)

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について市長の諮問に応ずるとともに必要があるときは市長に意見を述べることができる。

2 協議会は、被保険者その他の利害関係者から国民健康保険に関する意見の申立があつたときは、これに意見を付して市長に提出することができる。

(委員の任命)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(招集)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数)

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報告)

第6条 会長は、協議会の会議を開いたときは、その結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

## ◇日向市国民健康保険基金条例

昭和39年6月30日条例第23号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、日向市国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎年度当該年度の日向市国民健康保険事業特別会計(以下「特別会計」という。)の剰余金の2分の1に相当する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を特別会計の歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(1) 保健事業の費用に充てる場合

(2) 国民健康保険税の大幅な税率の引上げを緩和する等国民健康保険税の水準について適切な見直しを行う場合

(3) 国民健康保険税の賦課割合の平準化及び限度額引上げを実施する際の激変緩和を図る場合

(4) 特別会計において歳入不足が見込まれる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前準備金に属していた現金、債権及び有価証券等については、この基金に属する基金とする。

3 日向市国民健康保険条例(昭和34年日向市条例第8号)の一部を次のように改正する。第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

附 則(平成2年6月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月19日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日向市健康づくり振興基金条例の廃止)

2 日向市健康づくり振興基金条例(平成5年日向市条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成20年2月28日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月24日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 日向市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和7年9月1日～令和10年8月31日)

区 分	氏 名	
被保険者 代表	山 本 実 範	自営業代表
	奈 須 克 悟	農業従事者代表
	寺 原 良 博	被保険者
	海 野 真 里	被保険者
保険医 代表	新 名 克 彦	市郡医師会 理事
	甲 斐 史 朗	市郡医師会 理事
	長 友 俊 樹	市・郡歯科医師会 会員
	石 崎 美代子	市・郡薬剤師会 理事
公益代表	鈴 木 道 雄	学識経験者
	治 田 里 美	社会福祉協議会
	野 口 洋	日向商工会議所 事務局長
	竹 田 裕見子	日向市民生委員・児童委員

(敬称略)

# 日向市国民健康保険関係職員名簿

(令和7年9月1日現在)

部・課名等	役職名	氏名
市民環境部	部長	歌津京子
国民健康保険課	課長	川越康幸
	保険税係長	加那屋宏美
	国民健康保険係主査	小野昂
	保険税係主事	松本拓也
	国民健康保険係主事	小西裕仁
(健康長寿部) 健康増進課	課長	治田健吾
	課長補佐兼 健康づくり係長	黒木照代
	健康づくり係主査	矢野架衣

※国保運営協議会に出席する職員のみ掲載。

## ◇市町村国保広報共同事業「オレンジタイム」◇

「オレンジタイム」は、国保に関する様々な情報をお届けしている番組です。県と市町村で共同制作し、テレビ、ラジオ、コマーシャル等で広報を行っています。10月は特定健康診査広報月間のため、下記の広報事業に取り組みます。

### ①テレビ番組

「おしえて！みやざき」、「みやざきゲンキ TV」お知らせコーナー

### ②ラジオ番組「おはよう県庁です」、「Today みやざき」

### ③新聞主要6紙における「県政けいじばん」内での掲載

### ④テレビコマーシャル、Tverの活用

### ⑤SNS（国保連合会のYouTubeチャンネル、LINE、Instagram、Facebook） における広告の展開

